

兵庫県弓道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県弓道連盟規約（以下「規約」という。）第4条に規定する目的を実現するために会員が行うべき責務に関して基本となるべき事項を定め、兵庫県弓道連盟（以下「本連盟」という。）の事業執行の公正さに対する不信を招くような行為の防止および弓道人としての活動における倫理意識の向上を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(遵守事項)

第2条 本連盟の会員は、規約第4条の規定の本旨に沿うものとして次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 「正しきを己に求む」を目標とする弓道精神を涵養し、常にフェアプレイの精神に則り行動すること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、本連盟における職務および地位または弓道指導上の立場を利用して自己の利益を図る行為や斡旋、強要等をしないこと。
- (3) 反社会的勢力その他公序良俗に反する団体等と関係を持たないこと。
- (4) 本連盟の役員としての職務執行にあたって知り得た個人情報保護し、会員の個人としての名誉を重んじ、そのプライバシーを尊重すること。
- (5) 本連盟の業務にあたっては、法令および規約その他関連規程等を遵守し、誠実公正に執行すること。
- (6) 他人の人格を尊重し、お互いの人権を尊重するという基本的な理念のもと、次のことを行わないこと。
 - ア 暴力行為
 - イ 各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）
- (7) その他規約第2条の規定の本旨に反すると考えられる言動に及ばないこと。

(倫理委員会の設置)

第3条 この規程の実効性を確保するため、本連盟は、必要に応じ、倫理委員会を設置する。
2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、別に定める。

(通報窓口)

第4条 本連盟は、第2条に規定する遵守事項に反する行為に関する通報または相談を受け付ける窓口を事務局内に設置する。
2 通報窓口の担当者は、前項の通報または相談を受け付けた場合は、日時、場所、関係者、状況などの必要な事項の整理をした上で、会長に通知するものとする。

(違反行為に対する対処)

第5条 本連盟の会員が、第2条各号の規定に違反する行為を行なったおそれがあると認められる場合は、会長は、倫理委員会を設置し、調査および意見を求めるものとする。
2 会長は、倫理委員会がその事実認定に基づいて示した処分に関する意見をすみやかに理事会に諮るものとする。
3 理事会は、倫理委員会から示された意見を審議し、次条に定める処分の可否を決定する。

(懲戒処分)

第6条 懲戒処分は、次の通りとする。

- (1) 注意 始末書を提出させて、口頭による注意を行ない、戒める。
- (2) 戒告 始末書を提出させて、文書による注意を行ない、戒める。
- (3) 活動の停止 本連盟の活動への参加を1か月以上1年以内の期間停止する。
- (4) 除名 本連盟の会員から除名する。

2 前項の懲戒処分の種類および内容は、当該処分の対象者（以下「処分対象者」という。）の違反行為の態様、処分対象者の本連盟における職務、被害者がある場合はその者と処分対象者との関係、違反行為の重大性および社会的影響の程度等を総合的に考慮して決定されなければならない。

(処分等の通告)

第7条 会長は、懲戒処分を行なう場合は、処分の対象となった違反事項、処分の内容およびその理由を明確に記した文書を当該処分対象者に交付して行わなければならない。

2 会長は、懲戒処分を行なわないときは、調査の対象となった事項および懲戒処分を行わないこととした理由を明確に記した文書を当該調査の対象者に交付するものとする。

3 会長は、第1項の文書を交付したときは当該処分の内容を、前項の文書を交付したときは当該調査の概要を、評議員会に報告するものとする。

(刑事裁判等との関係)

第8条 懲戒処分の対象となる違反行為について、処分対象者が刑事裁判等による処分を受けたとき、または受けようとするときであっても、本連盟は処分対象者について処分することができる。

(損害賠償)

第9条 処分対象者の違反行為によって本連盟が損害を受けた場合は、当該処分対象者は本連盟に必要な損害賠償を行なわなければならない。また、懲戒処分を受けたことによりその賠償責任を免れないものとする。

(秘密の保持)

第10条 倫理委員会の委員、通報窓口の担当者、理事会を構成する役員、その他この規程およびこの規程に基づく規則に定める手続きに関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職務を退いた後および本連盟の会員でなくなった後も同様とする。

2 倫理委員会の手続きおよびその手続きで提出または作成された資料は非公開とする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会及び評議員会に諮って定める。

付 則

この規程は、令和6年4月6日から施行する